

議案番号	件 名										
提案課名	内 容										
議案第 3 2 号	三田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について										
国保医療課	<p><b>【関係法令】</b> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)</p> <p><b>【趣 旨】</b> 国保制度改革に伴い、国保事業費納付金に必要となる保険税額の確保するための税率改定並びに賦課限度額及び軽減判定所得に係る規定整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【内 容】</b> 後期高齢者医療制度における「住所地特例」の対象者の変更 三田市国保の住所地特例適用者で県外に住所を有する者が、後期高齢者医療に加入した場合、以下の表のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="475 974 1359 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国保に加入している間</td> <td>三田市国保の被保険者</td> <td>三田市国保の被保険者</td> </tr> <tr> <td>後期高齢へ加入後</td> <td>県外の後期高齢者医療 広域連合の被保険者</td> <td>兵庫県後期高齢者医療 広域連合の被保険者</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【施行期日】</b> 平成 30 年 4 月 1 日</p>			改正前	改正後	国保に加入している間	三田市国保の被保険者	三田市国保の被保険者	後期高齢へ加入後	県外の後期高齢者医療 広域連合の被保険者	兵庫県後期高齢者医療 広域連合の被保険者
	改正前	改正後									
国保に加入している間	三田市国保の被保険者	三田市国保の被保険者									
後期高齢へ加入後	県外の後期高齢者医療 広域連合の被保険者	兵庫県後期高齢者医療 広域連合の被保険者									